

商業組合概況

商業組合中央會

特250

280

X複写

昭和十五年五月



始



第一章 商業組合制度概説

政府は中小商業者の更生振興を圖る爲昭和七年商業組合法を制定し、中小商業者に適切なる組合制度を樹立し、各種の積極的經濟的共同施設を行はしめて中小商業の經營改善合理化を圖り他方營業上の統制を確保して業界の秩序を回復せしめると共に、金融事業をも併せ行はしめて其の疏通を圖り、以て業者の窮境打開と將來の發展を期せんとせ

かくて商業組合制度は制定施行以來中小商業對策として、また配給組織の整備改善策として着々其の成果を收め來れり。

然るに其の後我國の産業經濟は世界の大勢と共に、漸次從來の個別的自由放任主義より全體的統制主義への趨勢を辿り、殊に今次の支那事變を契機とし、産業經濟の全般に亘り統制を強化せられ全く從來と事情を一變するに至れり。茲に商業組合も亦從來の單なる中小商業者の更生機關たるのみに止まらず、國家經濟全般の全體的發展に積極的に協力すべき商業全般の組織化、統制化の積極的なる新任務を要請するに至れり。而して商業組合法は制定以來、屢々の改正を見、商業組合は其の事業範圍の擴張と共に、愈々統制の強化を加へられ、今や時局下物資配給の擔當機關として、又物價政策の協力實施機關として益々其の重大なる意味と役割を持つに至れり。今や全國三百萬の中小商業者は好むと好まさると拘らず、すべて商業組合に一色化せんとしつゝあり。從つて商業組合制度が今後健全なる發達を遂げ其の所期の目的を達成するや否やは中小商業者の運命を左右するものであり、我國産業に重大なる影響を及ぼすものであることは當然なり。のみならず目下我國の當面せる戰時統制經濟の遂行に對しても至大の影響を與ふる

ものと謂はざるべきからず。今現行商業組合制度に付其の概要を説明すれば左の如し。

二

(一) 商業組合の性質

商業組合は商業者が其の商業の改善發達を圖る爲共同の施設を爲すことを目的として商業者が任意に設立し、又行政官廳が商業の統制を圖り國民經濟の健全なる發達を期する爲特に必要ありと認めたる時、命令を以つて強制的に設立せしめる商業者の協同組織體なり。

即ち商業者の任意設立による商業組合は、共存共榮の精神に基き各當該商業全般の改良發達を圖る爲積極的に種々の經濟的事業を行ふと共に、業界の弊害を豫防矯正し其の秩序を維持する爲必要なる統制事業を行ふものにして、又特に適切と認むる場合は業界の秩序維持の爲統制事業のみを行ふ商業組合の設立をも認めらるゝものなり。

次に行政官廳（商工大臣）の命令に依る強制設立の商業組合は各當該商業全般の統制を圖り國民經濟の健全なる發達を期せんとするものにして、國家産業經濟上其の全體的發展の見地より當該物資の配給並に價格の統制を期せんとする行政處分に基くものなり。

(二) 組織者

商業組合を組織する者は「商業者」なり。工業組合に於ては商工大臣の指定する「重要工產品の製造に關する工業者」のみを組合員と爲したるも、商業組合に於ては斯の如き制限を設けず、如何なる種類の商業者にても組合を組織し得ることゝしたり。尙商業組合は其の行ふべき事業の性質上、原則として同一種類の商業者を以て組合を設立せし

むることゝし、特別の事由ある場合に於ては二種以上の商業者を以て組合を設立することをも認むる方針を探れり。

(三) 組合の事業

商業組合の事業は大別して之を積極的事業と消極的事業とに分つことを得べし。組合員の委託に依り其の取扱商品又は營業上必要なる物品の共同仕入を爲し、又は共同保管、共同運搬を行ひ、商品券の發行、又は倉庫證券の發行を行ひ、或は金融事業を併せ行ふは積極的事業にして、販賣價格販賣方法に關する協定又は取扱商品の品質規格の統一を行ふ等統制に關する事業を行ふは其の消極的事業なり。尙其の他商業組合に於ては組合員の營業に關する指導、研究、調査等を行ふことを得。

(四) 組合員の加入脱退

組合員の加入及脱退は任意にして、組合は正當の理由なくして加入に困難なる條件を附し、又は其の加入脱退を拒むことを得ざるものとす。但し組合員が組合を脱退せんとするときには一定期間前に豫告を爲し、組合の承諾を得ることを要するものとし、且脱退の効力は事業年度の終に於て發生するものとす。

尙、右の任意加入、脱退の外、組合に強制的に加入すべき行政官廳（商工大臣）の命令の發動ありたる場合、並に行政官廳（商工大臣）の強制設立命令の發動による商業組合の設立ありたる場合は、其の地區内の同種商業者は其の組合に當然加入するものとし、又組合員たる資格の喪失、死亡、破産、禁治產又は除名等に因り法定的に當然脱退するものとせられたり。

三

(五) 組合の機關

組合の意思決定期間即ち議決機關としては總會あり。總組合員を以て組織し組合の基本的重要な事項は總て之が議決を經ざるべからず。組合員數百人以上なるときは總會に代るべき總代會の制度を設くることを得。組合の業務執行機關としては理事、業務監査機關としては監事を置く。理事及監事は總會に於て原則として組合員中より之を選任すべきものなるも、組合員中より適當なる人物を得難き場合には組合員外より之を選任することを得。

(六) 出資制度

商業組合が其の目的に従ひ、積極的に諸般の經濟的事業を行ふに當りては、相當の資金を必要とするものなるが法律は商業組合を出資制度の組合とし、是等事業に要する資金は組合員の組合に對する出資に依りて調達するものと爲したり。組合員たる者は必ず一口以上の出資を爲すことを要し、組合員たる地位と出資の義務とは不可分の關係に在り。但し商業組合は株式會社の如く純粹なる資本團體に非ず、資本的に優勢なる小數の組合員が其の力を以て多數組合員の利益を侵害する如きことなからしむる爲、出資口數に制限を設け、原則として最高五十口迄と定められたり。組合員の組合に對する責任は特に定款の規定に依り保證責任組織と爲さる以上は其の出資額の限度に止まるものなり。(組合は總會の議決を經て所要經費を組合員に分賦することを得)。

尙右の外、統制事業のみを行ふことを目的とする組合にありては、必ずしも出資を爲すことを要せざるものとし、又強制設立の商業組合にありては出資を爲さしめるものとせり。(かかる組合にありては分賦金を以つて其の所要經費を支拂するものなり)。

(七) 組合員の権利義務

(イ) 組合員の権利　組合員の有する権利は總會に於ける議決權、役員の選舉權及被選舉權、共同施設利用の権利持分所有並に拂戻請求權、剩餘金配當請求權、總會招集請求權、決議取消請求權等なり。

(ロ) 組合員の義務　組合員の有する義務は出資義務、經費負擔の義務、定款並に總會の決議遵守の義務等なり。

尙右の内、出資を爲さざる組合にありては出資に關する事項を除くものなること言ふまでもなし。

(八) 組合の制裁權

商業組合は單に組合員個人の營業上の利益の増進を圖るを目的とせず、廣く當該業界全般の改良發達を圖るを目的とするものなるを以て、組合員にして定款に違反する如き者ある場合は、之に對して過怠金等の制裁を課し、場合に依りては之を除名して組合の内部的統制の確立を圖らしむ。

(九) 統制命令

商業組合は營業上の弊害を豫防矯正する爲統制事業を行ふことを得るものにして、之が遂行の爲には組合自體に與へられたる自治的制裁權を適宜發動して、其の内部的結束を強固ならしむるの途あれども、組合員中是等の制裁にも拘らず統制を擾亂し、又は地區内未加入の有資格者にして組合員の統制を妨害し、事業の遂行に重大なる支障を及ぼ

し其の弊著しきものある如き場合には、商工大臣は組合の申請に依り、其の組合員のみならず地區内有資格者一般に對し當該組合の特定の統制事項に従ふべきことを命じ得ること、し、此の命令の違反に對しては金五百圓以下の罰金刑を以て臨みたり。之に依り本命令の發動ある場合は事實上強制加入と同様の効果を收むることを得。

(十) 商業組合聯合會

商業組合は其の共同の目的を達する爲聯合會を組織することを得、聯合會の組織は大體商業組合の例に準ず。

(十一) 組合の設立及解散

任意設立の商業組合を設立せんとするときは、豫め地區を定め其の地區内に於て組合員たる資格を有する者の過半數の同意を得て創立總會を開催し、定款其の他必要なる事項を定め役員を選任し、行政官廳（商工大臣）又は地方長官の認可を受くることを要す。組合の設立は認可に依りて成立するも、猶第三者に對抗する爲には一定の事項を登記することを要す。商業組合は定款に定めたる事由の發生、總會の決議、組合の合併又は破産に因りて解散するの外、行政官廳（商工大臣）の發する解散命令に依りて解散す。

次に強制設立の商業組合にありては行政官廳（商工大臣）が其の地區及組合員たる資格を定め、其の地區内に於いて組合員たる資格を有する者に對し商業組合の設立を命ずるものにして、之を命ぜられたるときは遲滞なく所要の手續を經て創立總會を開き、定款其の他必要なる事項を定め役員を選任し、設立の認可を申請するものとす。但し此場合に於いては任意設立の場合に於ける如き地區内有資格者過半數の同意を得ることを要せざるものとせり。

第一章 商業組合概説

(一) 組合の發達

昭和七年十月商業組合法施行せらるゝや、組合結成氣運澎湃として起り累年簇生の一途を辿り居りしも今次事變を契機とする戰時經濟體制への移行と統制經濟の強化は必然的に組合結成に拍車をかけ、其の數事變前に數倍し現在既に八千餘組合を算するに至れり。今其の設立狀況を各年末現在數を以つて示せば左の如し。

(年末別)	(組合數)	(組合員數)	(出資總額)
昭和七年末	五	八一八名	二三四、六〇〇圓
同八年末	二六五	三〇、一四八	三、六七四、五九〇
同九年末	五九三	六四、〇四九	八、八七一、〇一六
同十年末	八八七(内、聯合會四)	八二、八〇七	一二、六六五、〇八七
同十一年末	一、一九七(同七)	一〇三、九〇四	一六、四五九、〇九二
同十二年末	一、六五三(同一二)	一三八、二五六	二二、七一六、四七二
同十三年末	二、七〇六(同三一)	一二二、六七一	四〇、八一五、一三六
同十四年末	五、三一八(同一二三)	三九九、〇四四	七七、三四四、六四三
[註]	昭和十五年四月末	六、八〇二組合(内、聯合會一五〇)	なり。

昭和十四年末商業組合概説に就いては附表(一)、(二)、(三)を参照ありたし。

八

尙商業組合及同聯合會の普及、發達及聯絡を圖る目的を以つて昭和十年六月任意に結成せられたる商業組合中央會は昭和十三年商業組合法の改正と共に、同年九月法人團體としての認可を得、全國商業組合の指導聯絡機關としての其使命完遂に萬全を期つゝあり。

(二) 組合事業の概説

商業組合の行ふ事業に就いては前述の如くなるも其の概要を述べれば左の如し。

(イ) 取扱商品又は營業用品の共同仕入　組合員の取扱商品又は營業用品（荷造包裝材料等）を組合に於て共同仕入し、商業に於て重要な仕入の合理化を圖る爲の事業にして、本事業は取引系統を調整し、仕入原價の低下を圖り得るは勿論、商品の品質規格等を向上標準化せしむると共に、消費者に對しても其の効果を及ぼすことを得るものにして、現に本事業の實施に依り相當程度仕入原價の引下を見、其の結果業者及消費者共に其の利益を享受しつゝある實例尠からず。殊に近時商業組合を以て物資配給の指定機關とし、物價適正の協力機關と看做されるは實にこの共同仕入事業並に統制事業による組合機能の發揮に俟つものと云ふべし。

(ロ) 取扱商品の共同保管　組合員の取扱商品又は營業用品の保管料の低減と保管の確實を圖ることを目的とするものにして、組合が共同施設として倉庫を設くるか或は既設營業倉庫と特約を結びて之を行ひつゝあり。本事業は共同仕入事業を行ふ組合にて併行的に行ふ場合多きが、取扱商品を擔保として組合員に金融を行はんとする場合に於て特に其の必要大なり。

(ハ) 取扱商品の共同運搬其の他　共同運搬は運搬料の低減を圖る目的を以て之を行ふものにして、トラック、自動三輪車、運搬船等を其の機關とす。右の外組合の行ひ得る施設に共同作業場、共同修繕場、共同裝飾、共同廣告、見本市、商品交換會等あり。

(ニ) 营業の統制　營業に統制を缺き不當競争の弊に陥るを豫防矯正する爲行ふ事業にして、販賣價格、販賣方法の協定、商品の品質規格の取締、仕入に關する協定等あり。本事業の實施により我國中小商業者の弊風たる不正競争、不當廉賣を矯正し、業界の秩序を回復せしむると共に、取引上の缺陷を是正し商業者の經濟的機能を充實發揮せしめつゝあり。

(ホ) 指導、研究、調査、其の他　組合員の營業上の經營改善、合理化を有効適切に行ふため之が指導並に研究、調査等を爲すものにして、講習會、講演會の開催、機關紙の發行等も亦この事業の一なり。

(ヘ) 共通商品券の發行　組合員の取扱商品に付組合に於いて共通商品券を發行し、之により其の發行より引換に至る期間中の金利を得ると共に、組合員の賣上増加並に組合員相互の精神的結合の強化を圖り得るものにして、其の發行に關しては行政官廳（商工大臣）の許可を要するものとせり。現在右發行許可組合數四九組合なり。

(ト) 倉庫證券の發行　保管事業を行ふ商業組合が組合員の寄託物に付倉庫證券を發行して保管事業の擴張をなし、實質的には組合員に營業上の金融の利便を與へんとするものにして、其の發行に關しては行政官廳（商工大臣）の許可を要するものとせり。現在右發行許可組合數一二組合なり。

(チ) 資金の貸付貯金の受入、並に債務の保證　組合員の遊資を組合に預金せしむると共に、資金を必要とする組合員に營業資金を融通し、又組合員の營業上の債務に付組合が其の保證を爲し、以て金融の梗塞を緩和し其の企業

經營の改營合理化を一層効果的ならしめんとするものなり。中小商業者は資力信用薄弱にして既存金融機關を利用し得ざる者多きを以て、本事業は商業界の實状より見て極めて重要なり。然れども商業組合制度は中小商業者の企業經營の改善合理化を目的とするものなるを以て、單に金融事業のみを行ふ組合の設立は之を認めず、他の共同施設、統制等と併せ行ふことを要す。本事業の實施により孰れも相當金融疏通の効果を收めつゝあり、就中組合の共同仕入共同保管等の事業と關聯し、貸付事業を行ひつゝある組合に付ては其の成績特に見るべきものあり。

第三章 政府の商業組合に対する助成

(一) 共同施設費補助金の交付

商業組合の行ふ事業中其の中核を成す營業上の共同施設は、積極的に經營の改善合理化を圖る爲最も重要な事業なるも、之を行ふに付ては相當額の資金を固定せしむるの要あり。之が資金を薄資なる組合員の出資にのみ依らしむることは頗る困難なりと謂はざるべきからず。仍て政府に於ては組合の共同施設に對し、其の所要經費の一部を國庫補助金として交付しそが、助成を圖ることとせり。此の補助金制度に依り補助を受くべきものは原則として、共同運搬共同仕入、共同保管、共同作業等積極的に經濟事業を爲す物的共同設備、並に聯合職員設置費とす。尙補助率は施設費査定額の五割以内とす。但し昭和十一年度に於ける東北六縣の分は七割五分以内とす。右に依り昭和七年度以降の補助金豫算及補助金交付概況を示せば附表(五)及(六)の如し。

(二) 預金部資の融通

(イ) 商業組合事業資金 政府は補助金を交付して組合の共同施設を助成するの外、更に昭和八年より組合に對し預金物資金を融通し金融の圓滑化を圖りつゝあり。之即ち商業組合事業資金にして、之が貸付に就いては政府に於いて毎年度其の貸付豫定額を決定したる上、之を限度とし、商工組合中央金庫、日本興業銀行、若は北海道拓殖銀行等を經由して、組合に融通するものにして、利率は年三分九厘以内なり。本資金の融通を受くべき組合は財務の整理良好なること、事業の計畫及償還の見込確實なることを要し、又資金の用途は共同仕入資金、共同設備資金、貸付資金等組合事業に要する資金に限る。其の融通手續は先づ組合をして地方廳を經由して商工大臣宛借入申込書を提出せしむるものにして、申込書には資金名、金額、用途、償還方法、期限、經由銀行等を記載するを要し地方長官をして之に意見を附せしむ。右申込ありたるときは政府に於ては、組合の内容、事業執行狀況、資金の用途等を調査の上融通割當額を決定す。本資金融通狀況に就いては附表(七)を参照ありたし。

(ロ) 中小商工業振興資金 前述の商業組合事業資金が商業組合に對し其の事業上の資金を融通するものなるに對し、中小商工業振興資金は中小商工業者個人、會社(尙近く商業小組合をも認めるゝ豫定)を其の最終借受人とし、之に對し營業上の資金を融通するものなり。

本資金は商業組合事業資金の如く年度、割當等に制限なく、必要に應じ組合員が其の所屬組合を通じ又は直接銀行に借入申込を爲し得るものなり。其の利率は年七分二厘以内にして、組合を通ずる場合の、組合の借入利率は三分九厘以内、其の轉貸利率は組合の利鞘を含み年七分二厘以内なり。

組合は商工組合中央金庫、日本興業銀行若くは北海道拓殖銀行等を經由して之が借入を斡旋するものなり。

本資金の融通状況に附いては、附表（八）を参照ありたし。

（八）中小商工業轉換資金

政府は支那事變の進展に伴ふ經濟統制強化の影響を蒙り中小商工業者の休失業を生ぜんとする場合、其の轉業の指導斡旋を爲し、中小商工業者休失業の防止救濟を圖る目的を以つて、中小商工業轉換資金を設けて、昭和十三年十月より之が貸付けを爲し來れり。本資金は其の最終借受人を組合又は組合員個人、會社（尙近く商業小組合をも認めらるゝ豫定）とせるものにして、此の點前述二種の資金と異なれり。

其の利率は商業組合にありては年三分九厘以内にして、中小商工業者個人、會社にありては年七分二厘以内なり。

（三）中小商工業資金融通損失補償制度

前述の各種預金部資金に金融機關の自己資金にして中小商工業者として融通するものに對し、政府は其の金融上の圓滑を圖る目的を以つて、昭和七年八月より道府縣又は六大都市中小商工業資金融通損失補償制度を設け、金融機關が被むることあるべき損失の一部を補償せしむることゝし、各府縣並に六大都市に對し本制度の實施を勧奨し來りたる處、本制度の實施を見たるもの現在二十五府縣四市に及べり。尙昭和九年中各地に於いて頻發せる災害（函館の大震及び關西地方の風水害等）による罹災地中小商工業者及其の組合に對する復興資金の融通を圓滑ならしむる爲、同年十二月より罹災地中小商工業復興資金融通に關する國家の損失再補償制度を實施せり。

右は銀行其の他の金融機關が罹災中小商工業者又は其の組合に復興資金を融通し、損失を被りたるに對し道府縣又は六大都市が其の一部の補償を爲したる場合、政府が其の補償金の一部を補給せんとするものにして、政府の補給金

の總額は七百萬圓を限度とせり。而して之を實施せるものは十八府縣一市なり。

政府は以上二つの制度を實施し意外なる好成績を収めたるに鑑み、更に昭和十二年度より差當り五ヶ年の豫定を以つて（融通總額一億圓を限度とし）之を全國に普及擴充すると共に、國庫再補償の下に全國道府縣及び六大都市に亘り、中小商工業資金融通損失補償制度の實施方を勸奨しつゝあり。現在既にこれが實施を見たるもの一道三府四十二縣、五大都市（沖繩及神戸市を除く）に亘れり。

（四）稅制上の特典

商業組合の發達を助成する爲之に對して左の如く租稅の減免を爲しつゝあり。

（イ）所得稅及營業收益稅を課せざること。（ロ）登錄稅を課せざること。（ハ）出資證券の印紙稅を三錢に輕減すること。尙租稅に關しては國稅の外各府縣に於て地方雜種稅を免除せるもの數からず。

商業組合現勢

附表（一）商業組合概況（昭和十四年十二月末日現在）

一、設立認可組合數（地方廳ノ認可セル三、二一六ヲ含ム）	五、三一八組合（内聯合會一一三ヲ含ム）
二、有資格者數	四九三、九五四名
三、總組合員數	三九九、〇四四名

一組合平均

七五名弱

四、出資總額 七七、三四四、六四三圓

一組合平均

一四、五一七圓弱

五、第一回拂込總額 二二、六二六、七二一圓二五

一組合平均

四、二四七圓弱

附表(二) 商業組合設立狀況 (昭和十四年十二月末日現在)

〔○印ハ地方廳認可ヲ示シ、△印ハ聯合會ヲ含ム〕

道府縣名	設可組合數立	道府縣名	設可組合數立	道府縣名	設可組合數立	道府縣名	設可組合數立	
北海道	○一二〇(△三)	青森	○四五(△二)	岩手	○五六(△二)	山梨	○二三(△二)	
宮城	○四七	六三(△二)	長野	○一二三〇	秋田	○四二	岐阜	○三〇(△二)
山形	○五五(△三)	五五(△三)	靜岡	○五四(△)	福島	○五一		
茨城	○五四(△二)	群馬	○六三(△二)	三重	○五七	愛知	○八〇(△五二)	
千葉	○五(△二)	千葉	○六二七	六〇(△)	栃木	○三一(△二)		
神奈川	○七五(△二)	和歌山	○六〇(△二)	六九(△)	埼玉	○五九(△三)	滋賀	○二一
福井	○三四九(△二)	京都	○六四七(△二)	五九〇(△)	大分	○八四(△一四)	奈良	○四〇(△二)
富山	○三四九(△二)	島根	○六四(△二)	七〇(△)	長崎	○二二	鳥取	○一一〇(△二)
德島	○三九(△二)	廣島	○八四七(△二)	八〇(△)	大分	○四五(△二)		
愛媛	○二五(△二)	熊本	○四三	六六(△二)	鹿兒島	○五一九		
福岡	○六三(△二)	宮崎	○五二〇(△二)	三八(△二)	計	○二六、一一三(△五二)		
總計	五、三二八(△二二三)	佐賀	○二四(△二)	五九				

附表(四) 全國ヲ地區トセル商業組合聯合會及商業組合

(昭和十五年二月十三日調)

一、商業組合聯合會

(商業組合名稱略稱)

全國肥料

東京市深川區佐賀町一ノ二四
東京市日本橋區兩國三四

事務所

川部佑吉
吉崎鉢之助

一五

日本綿糸卸	大阪市東區南本町二ノ一八 明治屋ビル
全國鋼材特約店	東京市京橋區西八丁堀三ノ八ノ五
日本手編毛糸小賣	東京市京橋區京橋一ノ二
大日本落綿卸	東京市日本橋區兜町 東株ビル
日本再生護謨材料卸	東京市日本橋區本町一ノ二
日本漁業用品	東京市日本橋區箱崎町一ノ一
全 國 米 穀	東京市日本橋區吳服橋二ノ五
日本古帶鐵	東京市京橋區銀座西一ノ三
日本織物雜貨小賣	東京市日本橋區兜町一ノ八 東株ビル
日本貨物自動車運輸	東京市日本橋區小舟町一ノ二
日本手編毛糸卸	京都市中京區中町竹屋町
全 日 本 羅 紗 商	大阪市東區淡路町二ノ四二
日本自轉車卸	大阪市西區新町通一ノ一四
日本フエンツ卸	大阪市南區問屋町八
日本 紡 織 物	大阪市東區本町三丁目 染工聯會館
日本 皮 革 卸	大阪市此花區上福島北ノ一二八
日本綿糸小賣	大阪市南區安堂寺杉通三ノ一〇

一六 森 嶺 由 太郎 吉 藏 部 谷 村 中 島 谷 糜 二 小 太 義 次 太 郎 郎 良 藤 實 衡 萬 之 太 郎 勝 郎 由 太 芳 太 郎 造 宏 吉 平 助 治 一 郎 吉 中 由 阿 森 中 梅 田 來 石 加 片 三 澱 吉 多 川 崎 嶺 小 太 郎 吉 中 村 良 部 谷 村 中 島 谷 糜 二 小 太 義 次 太 郎 郎 芳 太 郎 造 宏 吉 平 助 治 一 郎 吉

日本莫大小卸	全國中等學校制服 大阪市東區瓦町二二三
日本紗人絹	東京市日本橋區本町二二ノ一
日本護謨原料卸	神戶市神戶區西町
日本船具	神戶市神戶區榮町通一ノ一三
日本陶磁器	名古屋市東區飯田町三ノ四一
日本護謨被服類卸	東京市下谷區車坂町三五
全 國 豆 窩	東京市日本橋區兜町東株ビル 大阪市東區谷町一ノ五〇
全 日 本 既 成 服 卸	東京市目黑區下目黑二ノ四四四
全 國 藥 種 賣 藥	大阪市南區安堂寺橋通三ノ六ノ一
大 日 本 珈 琲 卸	大阪市東區大川町二二五
全 日 本 運 動 用 品 小 賣	大西市西區轄北通二ノ三九
日 本 織 維 雜 品 卸	東京市芝區今入町一五
日 本 再 整 紗 糸 卸	東京市神田區東神田六
日 本 洋 傘 卸	東京市神田區東神田六ノ六
日 本 毛 布 卸	東京市京橋區銀座二ノ三ノ二
日 本 農 機 具	

寺 有 有 辻 近 水 橫 吉 中 下 土 加 橫 首 龜 星 田
尾 賀 賀 澤 藤 野 山 田 谷 谷 屋 藤 山 藤 井 島
定 玉 玉 廣 喜 利 包 達 虎 勇 重 宮 治 郎 新 中
治 吉 吉 郎 郎 八 隆 次 司 藏 治 藏 吉 八 郎 倍

日本織維機械
日本自轉車用タイヤ卸
名古屋市中區新榮町三
神田區東松下町一二
合計 三八

日本織維機械

名古屋市中區新榮町二
神田區東松下町一二

高野米吉

合計

三八

二、商業組合

名稱略

事

代表者

日本洋傘地元銅管
日本毛織物元賣
日本毛織再生原料
日本マニラ麻綱
日本硫安叭
日本製紙原料
日本綿糸元賣
日本スティーブル
アイベー元賣ル
日本綿縫糸元卸
日本人造絹糸元賣

東京市神田區岩本町一ノ二
東京市日本橋區江戸橋二ノ二
東京市日本橋區本町四ノ一
東京市京橋區銀座六ノ三
東京市深川區新大橋二ノ一二ノ一二
東京市荒川區日暮里町三ノ六九七
大阪市東區南本町二ノ四〇
大阪市東區南本町二ノ三二
大阪市東區唐物町二ノ四〇

菅 小 菅 泉 荣
川 福 勇 二 一 澄
坂 雅 二 二 一
村 村 本 正 太 郎
島 久 三 郎 七 郎
鄉 三 郎 七 郎
伊 藤 竹 之 助 門 郎 七 郎
横 田 長 左 衛 門 郎 七 郎
南 豊 岡 紫 紫 一
菅 小 菅 泉 荣

日本網紡糸元賣
全國綿材指定問屋
日本人織糸元賣
日本レース卸
日本副產羊毛
日本格外糸
日本柞蠶元賣卸
日本棉花落綿
全國作蠶糸元賣卸
日本輸出加工糸
全國局方ガラゼ
配給統制
日本洋服裏地織物卸
日本輸移出麻袋
日本空罐問屋
日本副蠶絲

和

大阪市東區北久太郎町一ノ二八
大阪市南區長堀橋筋一ノ一四
大阪市東區南本町二ノ四〇
大阪市東區南本町二ノ一四
大阪市東區京橋三ノ七八
大阪市東區南本町四ノ二〇
神戶市神戶區海岸通三
神戶市兵庫區今出在家町一ノ五〇
福井市佐佳枝町三四
大阪市東區北久太郎町三ノ二五 三品ビル
東京市日本橋區本町二ノ六
東京市京橋區銀座二ノ一
東京市京橋區築地三ノ六 築地會館內
東京市本所區綠町三ノ二二
神戶市神戶區北長狹通五ノ二

佐齋秋山志井西坂渡山佐高出豐穂森井
相藤本田村上野本邊縣久木口島村上
義芳群義尙良幸芳恒太次榮文修傳周
一郎平助憲一作郎郎一郎郎七三吉吉

附表
(五)

商業組合共同施設補助金交付既況

昭和九年九月風水害に因る
備考

昭和年	度	豫算額	補助組合數	補助金交付總額	一組合平均補助額
九年度(一般地方)	度	一〇〇、〇〇〇	三七、九四〇	四、七四二強	
九年度(風水害地)	度	八〇、〇〇〇	九六、七〇四	一、九七四弱	
九年度小計	度	八五、八八〇	一、五二〇強	一、八四六強	
十年度(風水害地)	度	一〇〇、〇〇〇	一六五、八八〇	一六三、九七五	一、六八八餘
十年度小計	度	一〇〇、〇〇〇	一三二、四五〇	一三二、四五〇	二、〇二七八弱
十一年度(一般地方)	度	二〇〇、〇〇〇	一六四	九九、七三二	二、〇五三餘
十一年度(東北地方)	度	二〇〇、〇〇〇	一六四	三二、四五〇	二、〇二七強
十二年度(一般地方)	度	二七五、〇〇〇	一六四	七五、八二二	二、一〇六強
十二年度小計	度	二七五、〇〇〇	一七四、九八六	五七、二七四	二、二〇三弱
十二年度(東北地方)	度	二〇〇、〇〇〇	一七三、〇九六	二、一四七餘	二、四三〇強
十二年度小計	度	二七五、〇〇〇	一七四、九八六	二、二二二強	二、三七三餘
十三年度(一般地方)	度	二〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一八七、二三〇	三、六七一強
十三年度(東北地方)	度	七五、〇〇〇	六〇、〇〇〇	六七、五〇〇	三、七五〇
十三年度小計	度	二七五、〇〇〇	六九	二五四、七三〇	三、六九一餘

附表(六)

商業組合業種別共同施設補助金交付調査 (自昭和七年度至昭和十四年度)

附表（七）

其ノ他ノ物品販賣組合	九四、一六四
運輸業組合	七一、三七七
洗染クリーニング組合	三六、八八四
其ノ他ノ物品販賣ニ非ザル商業	一〇、〇二八
地區組合	二五八、三一一
合計	一、四七二、八六〇
药品、化粧品類組合	一五、四〇〇

附表（八）

商業組合に對する預金部資金（商業組合事業）業種別融通狀況（昭和十五年三月現在）

合 計	業種商業			浴 場 業 其 ノ 他 ノ 商 業
	露 店	商 業 組 合	地 區 商 業 組 合	
一八	一	一	一	一
三三一、二〇〇			一〇,〇〇〇	
六三	一	一	七	一
四〇五、〇〦〦	三	一	三七、〇〦〦	
五七	一	一	三	一
四一三、一〇〇			三三、〇〦〦	
九七	一	一	一	一
五八二、〇〦〦	一	一	七七、五〇〇	
九七	一	一	一	一
六四〇、三〇〇	一	一	一	一
一〇一	一	一	一	一
二〇三、四〇〇	一	一	一	三〇〇、〇〦〦
九四	一	一	一	一
一一五九、九〇〇	一	一	一	三〇〇、〇〦〦

附表三

商業組合道府縣別業種別一覽表

昭和十四年十二月三十一日現在

401
548

昭和十五年五月八日 印刷 定價 金貳拾錢
昭和十五年五月十日 発行

編輯兼發行人

稻川宮雄

東京市日本橋區兜町一ノ八 東株ビル内

印刷人

平尾佐一

東京市神田區一ツ橋 教育會館

印刷所

商業組合發行所 印刷部

東京市神田區一ツ橋通二ノ九

發行所

商業組合中央會

東京市日本橋區兜町一ノ八 東株ビル内
振替口座 東京三八〇三〇三四〇八四〇八一〇二〇番番番内
電話茅場町 (66) 一一三〇五四五〇八四〇八一〇二〇番番番内

終

